

「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」開催要綱

1 目的

国民生活に不可欠なサービスの多様化への対応や持続的な提供を確保するため、ブロードバンド基盤について制度面を中心に専門的・集中的な検討を進めるための検討体制を設けることが、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申（令和元年12月17日情報通信審議会）において適当であるとされたことを踏まえ、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」を開催する。

2 名称

本研究会は、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) ブロードバンド基盤の在り方について
- (2) その他

4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要があるときは、必要と認める者を本研究会の構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本研究会で使用した資料については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本研究会の会議については、原則として議事概要を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課がこれを行うものとする。

(別紙)

「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」構成員等

(敬称略、構成員は五十音順)

(座長代理) 相田 仁 東京大学大学院工学系研究科 教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長

(座長) 大橋 弘 東京大学公共政策大学院 院長

岡田 羊祐 一橋大学大学院経済学研究科長 教授

穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

関口 博正 神奈川大学経営学部 教授

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科 教授

藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター
教授

三友 仁志 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科長・教授

(オブザーバ) 全国知事会、全国市長会、全国町村会、

一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、

日本電信電話株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、

株式会社オプテージ